

農地法による許可申請受付〆切は毎月10日です

第41号

昭和53年創刊号から通算第126号

農政

ちちぶ

令和3年1月1日発行
秩父市農業委員会
秩父市熊木町8番15号
電話 0494(25)5231
責任者 条 東 男



大田地内の田園風景（撮影日：令和2年11月9日）

主な内容

- 農業委員会長挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 農政課からのお知らせ、農業委員会からのお知らせ
農地制度のQ & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～5
- 朝の光、耕地の話題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7
- 農を詠む、知々夫の夜ばなし、編集後記・・・・・・・・ 8

年頭にあたり



秩父市農業委員会
会長 糸 東 男



謹んで新春のお慶びを申し上げますとともに、皆様のご健勝とご多幸を心より祈念申し上げます。

さて、令和2年(2020年)は、新型コロナウイルス(コビット19)が猛威を振るい、世界中で数千万人の人が感染し、大勢の方が亡くなり、現在も感染が続いております。特効ワクチンが早期に開発され、以前のような「安心・安全」な人々の交流や活動ができるように切に願うものです。

令和2年度第16回「農業に関する図画・作文コンクール」も、新型コロナウイルスに関係した諸事情のため、中止となりましたことをご報告申し上げます。

2019年12月～20年2月の冬の天候を取りまとめた気象庁の発表によると、平年に比べて高温の時期が多く、統計開始以来の記録を更新する暖冬と少雪となり、日

照時間は東日本の太平洋側で少なく、降水量は西日本の日本海側で多くなったとのことでした。

昨年は、7月に梅雨前後の停滞で九州を中心に西日本から東日本で大雨が降りやすい状態が続き、上旬は熊本、鹿児島、福岡、佐賀、長崎、岐阜、長野の各県に大雨特別警報が発表され、下旬には山形県を中心とした東北、北陸での大雨で最上川が氾濫する被害がありました。

7月1日～31日、雨を毎日観測した全国の気象官署(155地点)が10地点に達し、5月～7月の梅雨の時期で過去最多でした。範囲は東北から関東、東海、山陰に及び、10地点は盛岡、水戸、つくば、宇都宮、日光、秩父、横浜、甲府、熱海、松江の各市となりました。

秩父市では、7月25日午前11時頃、崩落した土砂が蒔田川に流入

し、長さ約180m、幅約8mにわたって川がせき止められ、周辺の田畑に浸水被害が出ました。県は河川の氾濫や再崩落が発生する恐れがあるとして代執行に乗り出し、令和3年3月31日までの予定で、約1万㎡の土砂を撤去します。県は撤去作業などの費用約1億5千万円を3法人、4個人に請求するとのことでした。

昨年、全国各地で「熊」の出没が相次いでおり、4月～9月の各地における出没数が、1万3670件に上りました。10月に入り、新潟、秋田両県では熊に襲われ二人が死亡する事件もありました。

群馬県など北関東では、家畜・果物の盗難被害があり、群馬、埼玉県で、豚↓約840頭、ニワトリ↓約220羽、山羊↓8頭、梨↓約1万500個、栃木では牛↓6頭や、桃↓3700個が確認され、SNSを通じて肉や果物を売るグループを把握し、ベトナム人13人を逮捕しました。

農業委員会では毎年「農地利用状況調査」を行いますが、農水省は、全国の荒廃農地面積(2019年11月30日現在)と農用地区域内の農地面積(2019年12月31日現在)を公表しました。荒廃

農地面積は、農業委員会・市町村が実施した現地調査結果を同省が取りまとめたもので、荒廃農地面積は28万3536ha(対前年3566ha増)、農用地区域内の農地面積は、400万2200haで、農用地区域からの除外などが2万ha、編入が1万4千haあり、前年より6千ha減少しました。

農業従事者が減少するなか、農水省の農業基本データによると、「農業就農人口」のピークは、昭和35年1454万人、平成22年261万人で、10年後の平成31年2月には168万人となっており、1経営体当たりの経営耕地は増加傾向にあります。ますますの農地の利用集積・集約化を図るべく、人・農地プランの実行を踏まえた農地利用の最適化の促進を、市町村・農業関連団体や農業に関心のある一般の人にも加わっていただき、「農地利用最適化」を一体となつて推進できますよう、邁進してまいります。

本年も、秩父市農業委員会に対し、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

実質化された「人・農地プラン」の策定を 推進しています！

実質化された「人・農地プラン」は、集落単位を基本として、地域の農地や農業の担い手に関する現状の課題を把握し、5～10年後の地域農業の将来像（目標）を実現していくための計画です。

現在までに、土地改良事業を実施した集落を中心に策定を進めてきましたが、今後は市内の他の農地へ広げていきたいと考えています。

次のようなことが気がかりだとお考えの場合には農政課までご連絡ください。

- ①農地を活用する後継者がいない
- ②周辺の農地が遊休化している
- ③農作物の鳥獣被害が心配
- ④地域として農地の保全活動が必要 etc.

なお、農業振興地域の如何にかかわらずプランの策定は可能ですが、集落（地区）としてある程度まとまった範囲の農地保全や今後の活用方策等を計画として取りまとめなければなりません。

また、プラン実現に向けた取組に集落全体が協力する必要があります。

問い合わせ 農政課：☎25-5210

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改正しました！

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき制定した、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を、令和2年10月農業委員会総会にて、下記のように改正しました。

この指針は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証し、見直しが行われるもので、下記は令和5年度を目標に定められたものになります。

目標達成のため、秩父市農業委員会が一丸となって最適化の推進に取り組んでいきます。

（1）遊休農地の解消目標

現状：管内農地面積1,660haのうち遊休農地面積134ha（遊休農地の割合 8%）

目標：管内農地面積（予想）1,060haのうち遊休農地面積0ha（遊休農地の割合 0%）

※毎年度34haの遊休農地面積解消を目指します。

（2）担い手への農地利用集積目標

現状：管内農地面積1,660haのうち集積面積53ha（集積率 3%）

目標：管内農地面積（予想）1,060haのうち集積面積105ha（集積率 9%）

（3）新規参入の促進目標

現状：新規参入者数（個人／法人）8人／1法人、

新規参入者取得面積（個人／法人）3.5ha／1ha

目標：新規参入者数（個人／法人）11人／4法人、

新規参入者取得面積（個人／法人）5ha／4ha

農地制度のQ&A

「こんな場合には農業委員会での手続きが必要です!」

農地は農地法で守られているため、たとえ自分の名義であっても、簡単に他人に売ったり、農地以外の目的で使用したりすることはできません。では、どのような手続きを踏めばよいのでしょうか?

ここでは農地制度に関する基本的な内容についてをQ&A方式で取りまとめて紹介します。それぞれに対する詳しい申請の方法や必要書類等は、左記までお問い合わせください。

また、この内容はあくまでも秩父市におけるものであり、他自治体では申請方法や条件等が異なる場合があることをあらかじめご承知おきください。

お問い合わせ先

【旧秩父市内の農地】

秩父市農業委員会事務局

☎: 25-5231

【吉田・大滝・荒川地区の各農地】

吉田総合支所地域振興課

☎: 72-6083

大滝総合支所地域振興課

☎: 55-0862

荒川総合支所地域振興課

☎: 54-2114

Q1

農地を売買・貸借するにはどのような申請が必要ですか?

A 農地法第3条の許可が必要です。これは月に一度開催される農業委員会総会にて審議される案件になります。

審査のポイントは、一言でまとめると、譲受人に農地を適正に使用してもらえるかどうか。これについては、譲受人の農業経験や保有している農機具類は適格か、現在までに所有している農地が耕作放棄地になっていないかなどを踏まえて総合的に判断します。

また、申請いただく前提として、譲受人には下限面積要件を満たしていた、だく必要があります。これがいわゆる「農地は農家でないと買えない」とされている条件になってきます。原則として、現在までに所有している農地面積と取得予定の面積との合計がこの要件を上回らない場合、農地法第3条の許可を受けることができます。秩父市では、各地区の農業者が所有している農地面積をもとに、下記のとおり設定しています。

下限面積要件(令和2年3月現在)

※対象農地の存在する地区を参照

(1アール≒100㎡)

大田地区	30アール
別所、尾田蒔、久那、吉田地区	20アール
その他の地区	10アール

Q2

農業者以外が農地を持つことはできないのでしょうか?

A Q1でお話しした通り、原則として、農地を取得するには譲受人が下限面積要件を満たさなければなりません。それでは新規就農者(農地をまったく持っていない人)が小規模の農地を譲り受けることはできないのかといえ、必ずしもそうではありません。

秩父市農業委員会では、現在の農地所有者が高齢である、遠方に居住している等の理由から、対象の農地が将来的に遊休農地化する場合がある場合には、所有者からの申し出により、地区ごとに設定されている下限面積を、その申出地に限って最小で1アールまで引き下げることができることとしています(平成30年1月より)。

こうして下限面積を1アールま

で引き下げた農地については、新規就農者に限り、農地法第3条の許可を受けて取得することができます。

本格的な農業経営は難しいけれど、小さな面積で農地を耕作してみたいと考えている方がいれば、農業委員会の窓口までご相談ください。

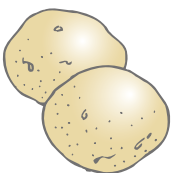
Q3

相続で農地を取得する場合の扱いはどうなりますか?

A 相続というかたちであれば、農業者でなくとも農地を取得することができます。

農地法第3条の許可を受ける必要はありませんが、新しく農地を相続した方は、いつ・誰が・どの農地を相続したのかを、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」に記入し、農業委員会事務局に届け出ていただくことになっています。

なお届出書の用紙は、死亡届を提出した際、市民課の窓口より配布されます。



Q 4

農地を農地以外の目的で使いたいのですが、どのような申請が必要ですか？

A 農地を住宅や駐車場、太陽光発電施設等、農地以外の目的で使用する場合には、農地転用（農地法第4条または第5条）の許可を受ける必要があります。土地所有者と事業者が同一の場合は農地法第4条、所有権の移転や賃借権等の設定がなされ、土地所有者と事業者が異なる場合は農地法第5条が適用されます。

この農地転用には、例えば、工事に伴う資材置場等で、一時的に農地を別の目的で使用し、最終的に農地に戻す場合（農地の一時転用）も含まれます。

農地転用は埼玉県の許可となるため、農地法第3条（農地の売買・貸借）の申請よりも許可が下りるまでに時間がかかります。事業内容により、申請の方法や添付書類に違いがありますので、具体的な計画が整った段階で、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

農地転用は、次のQ5にてお話しする農業振興地域整備計画内の農用地区域（いわゆる「青地」）とも関連があります。

Q 5

「青地」、「白地」とよく耳にするのですが、何のことですか？

A 農地の中には農業振興地域内の農用地区域（いわゆる「青地」）に指定されている場所があります。「青地」は、農業用の利用を前提としている農地のことで、「青地」のまま農地以外の目的に供することはできません。これらの農地を転用したい場合には、事前に農用地区域から外す旨（農用地区域からの除外）の申し出をしていただく必要があります。こちらの申請は農政課（☎：25・5210）・各総合支所が窓口になります。

除外は年に2回（2月、8月）の受付であり、また場所や目的によつては申し出が認められないこともあります。

他方、農用地区域外の農地は、「青地」に対して「白地」と呼ばれており、農地転用申請の前に除外の申し出をしていただく必要はありません。

事業計画地が農用地区域に該当しているどうかを知りたい場合には、対象地の地番をお控えのうえ、農政課までお問い合わせください。

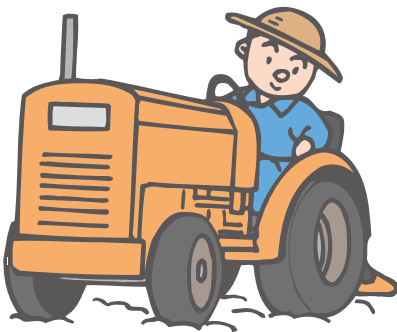
Q 6

農地に土を盛りたいのですが、申請は必要ですか？

A 田畑転換や畑を平らにする等の目的で農地に土を盛る場合には、農地改良の申請が必要です。

申請は、土地所有者と事業者（工事業者）との連名でおこなうことになっており、盛り土の面積が1000平方メートル未満かつ工期が1か月未満である場合は届出、それを超える場合は農地転用（一時転用）が適用されます。また盛り土の高さの制限は、原則として隣接道路路面から30センチメートルまでとなります。

農地改良の申請には、業者に土を盛られすぎってしまった等のトラブルを防ぐ目的もあります。



農業委員会からのお知らせ

今年度も

農地利用意向調査を

実施します。

農業委員会では、農地法第三十条の規定に基づき、令和2年度は9月から11月頃にかけて、秩父市内の全農地を対象に農地利用状況調査（農地パトロール）を実施し、現況、農地がどのように利用されているかを確認させていただきました。

この農地利用状況調査の結果を踏まえ、今年度におきまして、新たに遊休農地化していると判断された土地の所有者に対して、農地利用意向調査を実施します。通知の届いた方につきましては、「自ら耕作している」、「貸したい意向がある」等の選択肢の中から、現時点での農地の利用意向について最も近いものを、ご回答ください。

なお、本調査は貸付け希望の農地の把握や非農地判断の参考等、農地の利用の最適化の推進を目的に農業委員会が実施するものであり、課税調査等とは関係がありませんので、あらかじめご承知おきください。

朝の光

農業委員

上井 克彦(下吉田)

農政ちちぶをお読みの皆さん、
荳胡麻(エゴマ)を知っていますか。

動物性の油を取ることが多くなり、注目されている植物性油の中でも健康に良いと注目の油です。草も種を絞った油も荳胡麻と言っているようです。草の形状は青シソに似ていて、シソ科の植物です。昔は秩父地方でも栽培され、食用などに使われていたと思います。

下吉田の仲町、元の肥土酒造(ベンチャーウイスキーの原点)の川向う阿熊地域の入り口で荳胡麻を絞っているところがあります。

ここは、荳胡麻を栽培、集荷し、さらに選別、焙煎、絞り、ビン詰めしたものを販売店に卸しているモリシゲ物産の秩父の拠点です。

福島県で事業を進めていましたが、東北大地震で基本になる荳胡麻栽培ができなくなり、埼玉県農業公社の紹介で下吉田の市場広瀬の土地改良区で栽培を始め、今では兎田・暮坪の土地改良区(兎田のワイナリーの側)にも広がり、4ヘクタールにもなるそうです。

秩父に荳胡麻の産地化が進んでいます。さらに、加工から商品作

りまでの産業化も進んでいます。

モリシゲ物産は、荳胡麻の裏作として麦の栽培なども行い、効率的な土地利用を進めているようです。

これも秩父市、秩父市農業委員会が進めている事業の一つの事例です。地域の人たちが話し合いをし、農業公社が農地をまとめて借りあげ、利用したい人に貸し出すのです。



荳胡麻の栽培

朝の光

農業委員

黒沢 昌治(太田)

太田地区は、秩父市内で最も広い田園地帯です。農道14,200m、排水路10,300m、パイプライン13,200m、ため池4ヶ所、農業者198名、役員15名、連絡員14名で活動しています。地区面積は132ha。この農地を守るため、現在は、大田用水組合が農道や水路の草刈り、泥上げ等の管理をしています。用水は赤平川上流から取り入れています。毎年数回エンジンポンプの水圧を利用して、砂利や泥を搬出して水洗いをし、水中ポンプが2台入っている井戸の砂出しを行なっています。4月中旬、矢ノ入の池の水を通水し、田植えが始まると、多くの農家が使うので、池の水だけでは足りなくなり、このポンプを作動します。土地改良事業をしてから30年以上経過しているため、パイプラインや空気弁、蛇口の詰まりを毎年修理しながら行なっています。

農事組合法人大田営農では、ブロックローテーションの中で小麦農林61号と大豆白光を栽培しています。ベンチャーウイスキーとも

契約栽培をし、二条麦、ゴールドメロンを作付けしています。秩父農林振興センターの支援の下、こうした面積も広がり、多く作るようになりました。

昨年は7月に雨が多く、悪天候のために粘土質の田畑に入れず、大豆の播種が遅れてしまいました。8月に入って種蒔きをしましたが、その後は暑い日が続いたため発芽が良くありませんでした。

私の家では、野菜や米、農協と契約栽培でシャクシ菜を作っていますが、やはり天候が悪く、種を二度蒔き直しました。

毎年行なっている東京都豊島区との交流事業も、田植えや稲刈りに大人や子どもが多く集まるイベントでしたが、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で、残念ながら中止となってしまいました。

今回、農業委員として推進委員とともに初めて太田地区内の農地パトロールを実施しました。野生動物看板や耕作放棄地が多く見られ、地域の高齢化による人手不足が大きく関わっていると感じました。これから後継者たちが、米や野菜などを作り、農地に今以上に朝の光があたり、繁栄することを願っています。

耕地の話題

農地利用最適化推進委員

齊藤 稔(太田)

私は、秩父市農地利用最適化推進委員に任命を受け、一年目の新人で、初めてのことばかりである。それでも委員の方々と農業委員会事務局と協力し、現場活動を遂行している。

ここで私自身の生い立ちを述べるのも場違いかもしれないが、私は秩父の農家に生まれ、社会人になったと同時に仕事の関係で静岡県南西部に移り住み、四十数年間過ごした。そして、数年前に定年を迎えて秩父に戻ってきた者である。

静岡へ行く前と現在では農業環境も異なり、何をしてよいやら日々わからず、農地の管理をしている。

さて、静岡と言うと農産物でお茶、みかんを連想する人が多いと思う。私の住んでいた静岡県の西部地域でも、浜名湖北部のみかん栽培、掛川周辺のお茶栽培、袋井のメロン栽培などが盛んだったが、それだけではない。東海道新幹線の車窓からも見える田園風景の稲作、ハウス、野菜畑など種類も多

しかし、私が初めて行った時と現在では状況が変わった。

何が変わったかと言えば、静岡ばかりでなく、日本中様に、道路や町が整備されたということだ。これは秩父にも当てはまる。

確かにきれいに整備され、交通の便も良くなり、日常生活には便利になった。

ただ、私が気になるのは、その分、農地、特に畑が消えたように思えることだ。

田園は区画整理され、それほど減ったようには見えないが、静岡県西部のお茶畑が工場や住宅地に変った際、そこにあつたお茶畑を移転したという話は聞かない。つまり、お茶畑などの農地が、公共施設、工場、住宅地、道路などに転用されたということだと思う。

秩父は桑畑だった畑が多い。こうした農地もまた、静岡と同じく農地以外のものに変容していく気がして、農家としては寂しいものである。



耕地の話題

農地利用最適化推進委員

松澤 眞一(阿保町)

畑にて、近所の農業者と行き合

い出る話は、毎日の畑仕事と天候のことだ。「朝晩は寒くなった」とか、「雨の降る時季」とか、「畑仕事がつらくなった」とか、「気の向いた時にするのが良い」とか、「俺らは、野菜を作って出荷するので、はなく、自宅での消費のみなので、そんなに一生懸命に農作業する必要はないよ。無理しないで楽しみながら作業することだな」とか、愚痴が多い。

また、どここの畑に、「測量士が来ている」とか、「アパートを作りますか？」とか業者より電話があつたが、皆のところには来なかったか？」などの話も多い。

私は、農地利用最適化推進委員になり、農地の調査を行なっている中で、多くの農地が耕作されていないことを知り、大事に農地を後世に残していかなければならないと思ひ知るようになった。

これからは、特に農地が耕作されるよう活動していきたいと思う。

農業者年金で安心・豊かな老後を
農業者の老後は

国民年金だけでは不安です

◎農業に従事する方の

老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事

③20歳以上60歳未満の方

◎積立方式だから自分が掛けた年

額は年金として生涯もらえます。

◎保険料は月々2万円から。

金額はいつでも変更できます。

◎支払った保険料は全額社会保険

料控除となり、所得税や住民税

等の節税になります。

◎政策支援(保険料の国庫補助)が

受けられます。

※お申し込みはお近くのJAまで

毎年、市内の小学生を対象に実施し、本誌でも優秀作品を取り上げていた「農業に関する図画・作文コンクール」ですが、今年度については新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童の夏休み期間短縮を考慮し、中止とさせていただきます。

農と詠む

関口良子(註)

(上野町) 関口 良子
武甲嶺の日陰りはやき晩稲刈る

(熊木町) 前原元一郎
音たてて風吹き渡る大稲田

(高 篠) 強谷 幸雄
ひと休みしては甘藷掘る峽日和

(高 篠) 村田 軍司
稲雀逃げしがまた来千枚田

(高 篠) 武藤 圭子
山すその古き駅舎や蕎麦を刈る

(上野町) 小林 敏子
案山子の手借りて野良着を預けたる

(荒 川) 逸見 壽江
虫除け網押し退け白菜太りそむ

(蒔 田) 豊田 玉女
箕の山へ日差しの移る晩稲刈る

(吉 田) 新井庄太郎
声かけてみたくなるよな案山子かな

(中宮地) 浅見 昭文
山風に荒波打てる蕎麦の花

知々夫の夜ばなし

『年貢・農間渡世』

荒川歴史懇話会 新井 充

租・貢・税

右の三つの文字は、支配者が見返りを約束することなく強制的に徴収する金品を指した。租という用語は平安時代末期まで、年貢は平安末期から江戸時代まで、税は明治時代以降に用いられるようになった。

年貢

江戸時代の村々では、百姓は領主による細々とした数多くの制約(文政期の忍藩秩父領には六十五もの法度があった)の中で生活しており、五人組による相互監視と連帯責任を強いられる中、百姓は村落内の一定の自治を委ねられていた。廻状による伝達・冠婚葬祭・道普請・架橋・防火・治安の維持、そして徴税さえも百姓が行っていたのであり、年貢は、文字通り見返りの無い献上品であった(領主に依る救恤等を除く)。

年貢率は領主によつて異なり、荒川右岸の忍藩領では凡そ五割、荒川左岸の御料(幕府直轄地)では四割弱だった。年貢は、田畑を初めとして日光・空・水以外の殆ど全

ての物に課せられていた。課税されていた物品は紙舟・水車・渡船・薬・酒・綿・秣・竹・漆・楮・茶・藁・荻・桑・柿・渋・鮎 等々である。

秩父郡内の村落では、年貢は貨幣納だった。文政十三年の日野村の上納額は凡そ百六両、文政二年の秩父郡八十三力村の上納額は、概算して大凡一万六百両余。最も石高が多い大宮郷では凡そ千両。通貨は、江戸小判、二分金等の金納が主で、銅銭等も納められていた。

年貢の納め時

通常、七月(夏年貢)、九月(秋年貢)、十二月(皆済年貢)の三回。忍藩領では、秩父陣屋、鉢形陣屋へ。御料では、江戸の代官所に直接届けていたようである。

農間渡世(余業)

百姓は、農閑期には様々な職に就き現金を稼ぎ、年貢金を捻出していた。天保年間の費川村では、百五十九戸の内、六十九戸が商人や職人を兼ねていた。

主な職種として、杣職・大工・葺屋・桶屋・酒屋・茶屋・壁屋・筏板木・泊屋・萬商・煙草・荒物・居酒屋・髪結・米穀・小間物屋・煮物人・藁細工・豆腐屋・古鉄紙屑買請等の職種があった。

*救恤 困窮者等を助ける事

編集後記

新田 恭一

「農政ちちぶ」第41号をお届けいたします。

令和2年7月に農業委員会法改正後二度目の改選により、農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名による、新体制での委員活動が始まりました。しかし、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大により委員活動また農業経営も大きく変わらざるをえない状況となりました。

本号においても、毎年、農業委員会が主催しております、「農業に関する図画・作文コンクール」が中止となり、小学生の作品を紙面で紹介できない残念な年となりました。農業委員会では、9月から11月にかけて、農地利用状況調査が市内すべての農地を対象に行なわれました。農地の有効利用をはかり、遊休農地の解消に取り組んでまいります。

秩父市農業委員会広報部会

部長 新田 恭一
副部長 小久保健司
委員 青野 孝司
委員 齊藤 稔
委員 木村 初枝